

議案第6号

京田辺市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について

京田辺市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月20日 提出

京田辺市長 上 村 崇

(提案理由)

本件は、京都府において精神障害者に係る医療費助成制度が創設されることに伴い、本条例について所要の改正を行うため、提案するものである。

京田辺市条例第 号

京田辺市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）

京田辺市福祉医療費の支給に関する条例（平成 8 年京田辺市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「による」を「第 15 条に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受け、その」に改め、「障害程度が」の次に「障害等級表に定める」を加え、「該当者で身体障害者手帳を有する者」を「に該当する者」に改め、同条第 2 号中「第 5 条による」を「第 5 条第 1 項に規定する」に改め、同条第 3 号及び第 4 号を次のように改める。

- (3) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条に規定する児童相談所（以下「児童相談所」という。）又は知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 12 条に規定する知的障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）において知能指数がおおむね 35 以下と判定された者
- (4) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害程度が障害等級表に定める 3 級に該当し、かつ、児童相談所又は更生相談所において知能指数がおおむね 50 以下と判定された者

第 2 条中第 8 号を第 12 号とし、第 5 号から第 7 号までを 4 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 4 号を加える。

- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受け、その障害程度が障害等級表に定める 1 級に該当する者
- (6) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害程度が障害等級表に定める 2 級に該当する者（その障害程度が障害等級表に定める 1 級に該当する者として精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 4 項の認定を受けた結果、当該精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、当該精神障害者保健福祉手帳に記載された有効期

限の到来する日までの期間内にあるものに限る。)

- (7) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害程度が障害等級表に定める2級に該当し、かつ、身体障害者手帳の交付を受け、その障害程度が障害等級表に定める3級に該当する者
- (8) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害程度が障害等級表に定める2級に該当し、かつ、児童相談所又は更生相談所において知能指数がおおむね50以下と判定された者

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項において「障害等級表」とは、身体障害者手帳については身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号をいい、精神障害者保健福祉手帳については精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表をいう。

第3条第2項中「前条第7号」を「前条第11号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年8月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京田辺市福祉医療費の支給に関する条例の規定による福祉医療費の支給に関し必要な行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例による改正後の京田辺市福祉医療費の支給に関する条例の規定は、施行日以後の診療分に係る福祉医療費について適用し、同日前の診療分に係る福祉医療費については、なお従前の例による。

京田辺市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>(受給資格)</p> <p>第2条 福祉医療費の支給を受けることができる者（以下「受給者」という。）は、本市に居住している国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は別表に定める医療保険法による被保険者若しくは組合員及び被扶養者で次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療を受けることができる者及び生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者を除く。</p> <p>(1) <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受け、その障害程度が障害等級表に定める1級又は2級に該当する者</u></p> <p>(2) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条第1項に規定する精神障害者で国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金受給該当者又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金受給該当者</u></p> <p>(3) <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所（以下「児童相談所」という。）又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）において知能指数がおおむね35以下と判定された者</u></p> <p>(4) <u>身体障害者手帳の交付を受け、その障害程度が障害等級表に定める3級に該当し、かつ、児童相談所又は更生相談所において知能指数がおおむね50以下と判定された者</u></p> <p>(5) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受け、その障害程度が障害等級表に定める1級に該当する者</u></p> <p>(6) <u>精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害程度が障害等級表に定める2級に該当する者（その障害程度が障害等級表に定める1級に該当する者として精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第4項の認定を受けた結果、当該精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、当該精神障害者保健福祉手帳に記載された有効期限の到来する日までの期間内にあるものに限る。）</u></p> <p>(7) <u>精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害程度が障害等級表に定める2級に該当し、かつ、身体障害者手帳の交付を受け、その障害程度が障害等級表に定める3級に該当する者</u></p>	<p>(受給資格)</p> <p>第2条 福祉医療費の支給を受けることができる者（以下「受給者」という。）は、本市に居住している国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は別表に定める医療保険法による被保険者若しくは組合員及び被扶養者で次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療を受けることができる者及び生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者を除く。</p> <p>(1) <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害程度が1級又は2級該当者で身体障害者手帳を有する者</u></p> <p>(2) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条による精神障害者で国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金受給該当者又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金受給該当者</u></p> <p>(3) <u>知能指数35以下の知的障害者</u></p> <p>(4) <u>3級の身体障害と知能指数50以下の知的障害の重複障害者</u></p>	<p>字句の整理</p> <p>字句の整理</p> <p>字句の整理</p> <p>字句の整理</p> <p>受給資格の拡充</p>

京田辺市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>(8) <u>精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害程度が障害等級表に定める2級に該当し、かつ、児童相談所又は更生相談所において知能指数がおおむね50以下と判定された者</u></p> <p>(9)～(12) (略)</p> <p>2 <u>前項において「障害等級表」とは、身体障害者手帳については身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号をいい、精神障害者保健福祉手帳については精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表をいう。</u></p> <p>(支給の範囲)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>前条第11号</u>に該当する者については、前項に規定する額から高齢者の医療の確保に関する法律第67条の規定を適用した場合に支払うべき一部負担金に相当する額を控除した額（同法第84条及び第85条に該当する場合においては、当該控除した額にこれらの条の規定により支給される高額療養費及び高額介護合算療養費に相当する額を加算した額）に相当する額とする。この場合において、同法第67条第1項第1号中「百分の十」とあるのは、「百分の二十」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(5)～(8) (略)</p> <p>(支給の範囲)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>前条第7号</u>に該当する者については、前項に規定する額から高齢者の医療の確保に関する法律第67条の規定を適用した場合に支払うべき一部負担金に相当する額を控除した額（同法第84条及び第85条に該当する場合においては、当該控除した額にこれらの条の規定により支給される高額療養費及び高額介護合算療養費に相当する額を加算した額）に相当する額とする。この場合において、同法第67条第1項第1号中「百分の十」とあるのは、「百分の二十」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>号の繰下げ 定義規定の追加</p> <p>引用する号の修正</p>